

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成 21 年 4 月 30 日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

志 波 幸 男

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 職員ポータルシステム等詳細設計、開発及び運用業務
- (2) 委託業務の特質等 入札説明書のとおり
- (3) 委託業務場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所
- (4) 委託業務期間 契約の日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- (5) 予 算 額 456, 152, 000 円

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とします。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

- ア 目的
- イ 企業体の名称
- ウ 構成員の住所及び名称
- エ 代表者の名称
- オ 代表者の権限
- カ 構成員の出資の割合
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任その他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあつては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次のイに掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(エ) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りにした者でないこと。

(オ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配している等、知事が特に不相当と認める者でないこと。

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、4 社以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の 10 分の 6 以上の出資比率を有すること。

(エ) 構成員のすべてが 2 の (2) のアの (ア) から (カ) までの要件を満たすこと。

(オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県 統括本部 情報・業務改革課 システム担当（新行政棟 5 階）

電話 0952 - 25 - 7038

FAX 0952 25 7299

E-mail denshi-kencho@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法並びに交付期間

ア 入札説明書

平成 21 年 4 月 30 日（木曜日）から平成 21 年 5 月 21 日（木曜日）まで佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載します。

イ 附属書類

電子メールで、附属書類送付依頼書（別記様式1）を添付し、平成21年5月14日（木曜日）午後5時までに3の（1）のメールアドレスに送信すること。

附属書類は、送付依頼先に原則としてCD-ROMにより郵送します。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の（1）まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受ける必要があります。

イ 提出期限 平成21年5月21日（木曜日）午後5時

（郵送の場合には、平成21年5月20日（水曜日）午後5時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成21年5月27日（水曜日）までに通知します。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困

難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 6 月 12 日（金曜日）午前 11 時

（入札を郵送で行う場合には、「職員ポータルシステム等詳細設計、開発及び運用に係る入札書及び提案書在中」と表書きし、平成 21 年 6 月 11 日（木曜日）午後 5 時までに 3 の（1）に必着のこと。）

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 91 号北会議室
（新行政棟 9 階）

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 6 月 18 日（木曜日）午前 9 時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 91 号北会議室
（新行政棟 9 階）

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(8) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 6 月 18 日（木曜日）

なお、時間については、入札者に対し別途連絡します。

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 特別会議室 A
（新行政棟 4 階）

(9) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、入札提案書に基づき、入札者ごとに行います。

なお、プレゼンテーションの順番及び持ち時間は、入札者に対し別途連

絡します。

(10) 入札保証金

① 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。

② 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

③ 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(11) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(12) 入札方法に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行いますので、

「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出しなければなりません。必要書類の種類及び部数については、入札説明書によります。

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

イ 再度入札は行いません。

(13) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければなりません。

イ 総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に基づき基礎点50点を与えます。

また「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内（加点総点数の上限は、1,150点）で提案内容の評価に応じて加点を与えます。

ウ 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数

(以下「価格点」という。)を与えます。

価格点 = 600 点 - {(入札価格 × 1.05 / 予定価格) × 600 点}

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) イ及びウで算出された基礎点、加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とします。

(イ) 基礎点、加点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

オ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象となりません。

カ 落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

(14) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提

出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していないもの、又は入札書の内容にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の内容を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(15) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができません。

(16) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

(17) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

4 その他

(1) 当システムの実稼働に必要なOS、ミドルウェア、ツール、パッケージ

ジソフトウェア等のソフトウェア及び機器（受託者が構築に当たって自ら使用するソフトウェア及び機器は含まない）に関する調達は、別途行う予定です。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、3 の (10) の②に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(6) 詳細は入札説明書によります。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Detail design, development, and maintenance of the Saga prefecture government enterprise information portal.

(2) Fulfillment Period :

From the day of the contract through March 31, 2015

(3) Notice of a bid description :

Download from the Saga prefecture website

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

(From April 30, 2009 to May 21, 2009)

(4) Date and time for the opening bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at 11:00 a.m. on June 12, 2009.

Tenders must be received by 5:00 p.m. on June 11, 2009 if it is sent by mail.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 9:00 a.m. on June 18, 2009.

(5) Contact info for inquiries

Information & Operations Improvement Division

General Management Headquarters, Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel.0952-25-7038 Fax.0952-25-7299

別記

佐賀県職員ポータルシステム等落札者決定基準

項番	大項目		中項目		評価内容	必須	加点		
1	1	基本的要件	1.1	調達の目的	・県庁を取り巻くITの動向の認識、職員ポータルシステム等への取り組みに対する認識が分かりやすくかつ的確に記述されている	○	10		
2			1.2	調達の方針	・委託作業に対する理解が分かりやすくかつ的確に記述されている	○	30		
3			1.3	システムの目的	・複雑かつ拡張性あるシステム構築を求めているという目的を正しく理解している	○	20		
4	2	プロジェクト管理能力、取組の要件 (システム導入・定着化に係る実現内容)	2.1	プロジェクト全般	・プロジェクト全般について、仕様書に記載の要件に対する理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・システム構築に対する実行可能な取組の考え方、スケジュール及び進め方が具体的に記述されている	○	40		
5			2.2	企画フェーズ	・企画フェーズについて、仕様書に記載の要件に対する理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・製品や技術等の選定について、取組の考え方、進め方が具体的に記述されている	○	30		
6			2.3	設計フェーズ	・設計フェーズについて、仕様書に記載の要件に対する理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ユーザビリティに対する実現方法が分かりやすく、具体的に記述されている ・県や県が別途契約する業者による本システムの改修や再利用が容易になるように、各種の方策（ソースコードの開示、プログラム・コンポーネント・API等の仕様書・手順書等の関連する各種ドキュメントの整備など）について具体的に記述されている。また、本システムの改修や再利用に対する考え方が具体的に記述されている。	○	40		
7			2.4	サービスレベル要件	・サービスレベル要求水準について、仕様書に記載の要求水準以上が具体的に記述されている ・その記述されたサービスレベル要求水準を達成できる実現方法が具体的に記述されている	○	30		
8			2.5	構築フェーズ	・構築フェーズについて、仕様書に記載の要件に対する理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・開発環境、テスト環境について、取組の考え方、進め方が具体的に記述されている ・教育・研修について、利用者が利用しやすく、理解しやすい教育・研修方法が具体的に記述されている	○	30		
9			2.6	運用・保守フェーズ	・運用・保守フェーズについて、仕様書に記載の要件に対する理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・安定したシステムのサービスを実現するための運用・保守体制が具体的に記述されている	○	30		
10			2.7	契約終了フェーズ	・契約終了フェーズについて、仕様書に記載の要件に対する理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている。 ・次期システム更新に必要な移行等の支援について、取組の考え方、進め方が具体的に記述されている	○	20		
11			2.8	その他留意事項	・利用者の利便性確保及び費用対効果について、実現方法が分かりやすくかつ具体的に記述されている	○	20		
12			3	業務アプリケーションとしての実現内容	3.1	システム全体構成概要	・全体アーキテクチャの理解と実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のある基盤構築の提案が行われている ・本システムを構成する製品・技術について体系的かつ網羅的に整理されている ・上記製品・技術について選定する理由が明確に整理されている	○	40
13					3.2	認証基盤-方針の理解と実現方式	・認証基盤に関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のある基盤構築の提案が行われている	○	30
14	3.3	認証基盤-機能要件			・認証基盤に関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30		
15	3.4	決裁基盤-方針の理解と実現方式			・決裁基盤に関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のある基盤構築の提案が行われている	○	30		
16	3.5	決裁基盤-機能要件			・決裁基盤に関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30		
17	3.6	データ連携基盤-方針の理解と実現方式			・データ連携基盤に関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のある基盤構築の提案が行われている	○	30		
18	3.7	データ連携基盤-機能要件			・データ連携基盤に関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30		
19	3.8	職員ポータル-方針の理解と実現			・職員ポータルに関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のあるシステム構築の提案が行われている	○	30		
20	3.9	職員ポータル-機能要件			・職員ポータルに関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30		
21	3.10	文書管理システム-方針の理解と実現			・文書管理システムに関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすくかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のあるシステム構築の提案が行われている	○	30		
22	3.11	文書管理システム-機能要件			・文書管理システムに関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30		

別記

佐賀県職員ポータルシステム等落札者決定基準

項番	大項目	中項目	評価内容	必須	加点	
23		3.12 県庁ポータル方針の理解と実現	・県庁ポータルに関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のあるシステム構築の提案が行われている	○	30	
24		3.13 県庁ポータル機能要件	・県庁ポータルに関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30	
25		3.14 電子申請システム方針の理解と実現	・電子申請システムに関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のあるシステム構築の提案が行われている	○	30	
26		3.15 電子申請システム機能要件	・電子申請システムに関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30	
27		3.16 運用基盤方針の理解と実現	・運用基盤に関する方針と課題の理解及び実現方法が分かりやすかつ的確に記述されている ・ベンダ中立的な提案、及び複雑かつ拡張性のある基盤構築の提案が行われている	○	30	
28		3.17 運用基盤機能要件	・運用基盤に関する機能要件を満足しており(自己チェックシートにより評価)、網羅的かつ体系的に整理されている	○	30	
29		3.18 移行	・業務移行の方針を具体的に記述されている ・業務移行の実施方法を分かりやすかつ的確に記述されている ・契約終了時点でのデータ移行等についての実施方法が具体的に記述されている、ベンダ中立的な提案が行われている	○	40	
30		3.19 性能の担保	・システム構成の決定及び性能設計に当たって、想定業務量がサイジング根拠に用いられている	○	40	
31		4 実績・資格(受託者に対する要求要件)	4.1 受託者の要件	・佐賀県と同様(職員利用者数約5,000人)以上の規模の組織におけるマルチベンダーを前提としたシステム共通基盤の構築実績について、具体的かつ分かりやすく記述されている。 ・システム構築する能力、ノウハウが実績や資格として存在する	○	50
32			4.2 担当者の要件と体制	・スケジュールを遵守でき、構築するシステムの品質が守られるよう十分な体制が具体的かつ分かりやすく記述されている ・各フェーズごと、各チームごとの編成及び各担当者のシステム構築に対する実績や資格が具体的に記述されている	○	50
33	5 県内情報産業への貢献	5.1 本プロジェクトにおける県内情報産業への貢献の内容	・本プロジェクトを推進することで県内情報産業が発展すると想定される内容について、具体的かつ的確に示されている。 ・上記を実現するための方策について、具体的かつ的確に示されている。	○	50	
34	6 費用等	6.1 本プロジェクトにおける全体費用・工数	・本契約期間内にかかる費用(本システムの実稼働・運用等に必要ソフトウェア、機器等の製品及びその保守・運用費等を含む)及び工数が各工程や各個別システム区分ごとなどで具体的かつ的確に示されている。 ・上記を実現するための方策について、具体的かつ的確に示されている。	○	20	
35		6.2 10年間の総トータルコストの想定費用	・本システムにかかる10年間の想定総トータルコスト(本システムの実稼働・運用等が必要なソフトウェア、機器等の製品及びその保守・運用費等を含む)を各工程や各システム区分ごとなどで具体的かつ的確に示されている。 ・上記を実現するための方策について、具体的かつ的確に示されている。	○	20	
36		6.3 開発ファンクションポイントに対する考え方及び1ファンクションポイントあたりの費用・工数	・予定される総ファンクションポイント数とその求め方が具体的に記述されている。 ・また、1ファンクションポイントあたりの費用及び工数が具体的に記述されている。	○	30	
37		6.4 開発ファンクションポイントに対する仕様変更対応率	・仕様書に記載された保守計画の機能拡張の範囲の下限値(総ファンクションポイントの30%(平成22年度～平成26年度の合計))以上の対応率が記述されている。 ・各年度毎に適切な対応率が記述されている。	○	30	
計				50	1,150	